

令和3年12月13日  
金融庁

## 「口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令（案）」に対する パブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、[「口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令（案）」](#)につきまして、令和3年10月7日（木）から同年11月7日（日）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、6件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は[別紙1](#)を御覧ください。このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

### 2. 改正の概要

#### （1）書面手続の見直し

外国口座管理機関の指定申請、変更届出及び指定取消申請（以下「指定申請等」という。）に係る手続のオンライン化を可能とするための改正を行います。

#### （2）訳文の添付省略

外国口座管理機関の指定申請等に係る英語の添付書面について、訳文の作成が不要となる場合を規定する改正を行います。

具体的な内容については[別紙2](#)をご参照ください。

### 3. 公布日等

本件の命令は、本日付で公布・施行されます。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
企画市場局市場課（内線 3685）

- （別紙1） [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)  
（別紙2） [口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令](#)